

医薬品の供給が不安定な状況を踏まえた当院の対応について

現在、後発医薬品の製造販売業者が薬機法違反により受けた過去の業務停止命令及び海外からの原薬入手困難等に伴い、後発医薬品の供給停止や出荷調整が頻発し、これらの製品を使用されていた保険医療機関及び保険薬局を中心に、代替後発医薬品を入手することが困難となっている状況です。

これらの状況を踏まえ、当院では、下記のとおり対応してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

- 医薬品の供給が不足した場合には、治療計画等の見直しを行う場合がございます。
- 医薬品の供給状況によっては、投与する薬剤を変更する場合がございます。
- 患者さんに安定的な薬物治療を提供する観点から、一般名処方を引き続き実施してまいります。

医薬品の供給状況等により治療計画の見直しや薬剤等を変更する際には、患者さんにご説明のうえ対応してまいります。

ご不明な点等ございましたら、主治医または病院職員までお申し出ください。

一般名処方とは・・・

処方せんには「商品名」で記載するお薬もありますが、一般名処方では、お薬の有効成分をそのままお薬名として記載して処方します。

これにより、患者さんは有効成分が同一の医薬品が複数あれば先発医薬品、後発医薬品（ジェネリック医薬品）をご自身で選ぶことができます。

また、保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性が増し、安定的な薬物治療の提供につながります。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは・・・

新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果（※）を持つ医薬品のことです。

研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなり、患者さんの治療費負担の軽減につながります。

（※）新薬が効能追加を行っている場合など、異なる場合があります。